

東かがわ市でマイ・ホーム！

東かがわ市若者住宅取得補助金制度をご活用ください

東かがわ市では、市内で住宅を取得し、定住する人に補助金を交付します。
申請日時点で満40歳以下の方（申請者又はその配偶者）が、東かがわ市内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助します。

若者住宅取得補助金

最高100万円!!

◆ 申請できる方

2021年4月1日以降に申請し、新規に自己名義の住宅を取得する申請者又はその配偶者が満40歳（補助金申請時点）以下の者。

ただし、市税等の滞納がないこと。

共有名義の場合は、持分が1/2以上の者（持分が1/2の場合は、持ち主のいずれか一方が申請できます。）

◆ 補助する金額

① 新築する場合（建売住宅を含む）

- 住宅取得費の10%（契約相手方が市内事業者の場合は上限 100万円
市外事業者の場合は上限 90万円）

② 中古住宅を購入する場合

- 中古住宅の購入費の50%（上限50万円）

◆ 補助の対象となる経費

住宅取得費（住宅の建築工事請負契約金額または売買契約金額とします。）

◆ 制度終了日

2024年3月31日

【申請に必要な書類】

- ① 若者定住促進補助金交付申請書
- ② 収支予算書
- ③ 市内定住誓約書
- ④ 住宅取得における申出書 ※中古住宅取得者のみ
- ⑤ 住民票（世帯全員、続柄記載のあるもの）、または外国人登録原票記載事項証明書
- ⑥ 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑦ 住宅の位置図および宅内見取図
- ⑧ 取得予定地の現況写真

【申請・問い合わせ先】

東かがわ市総務部地域創生課

TEL：(0879) 26-1276 市内無料電話：8-26-1276 FAX：(0879) 26-1366